

# 第25回期 第3回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和5年9月14日(木) 午後1時30分から午後3時35分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

|         |     |    |    |
|---------|-----|----|----|
| 会 長     | 10番 | 白川 | 清一 |
| 会長職務代理者 | 9番  | 酒井 | 秀忠 |
| 委 員     | 1番  | 兼子 | 泰彦 |
| 同       | 2番  | 高坂 | 和幸 |
| 同       | 4番  | 藤田 | 保幸 |
| 同       | 6番  | 鈴木 | 啓  |
| 同       | 7番  | 須藤 | 一二 |
| 同       | 8番  | 小針 | 充則 |

|         |                   |    |    |
|---------|-------------------|----|----|
| 推 進 委 員 | ( 箕 輪 ・ 袖 山 )     | 関根 | 盛雄 |
| 同       | ( 中 根 松 )         | 会田 | 信二 |
| 同       | ( 大 草 )           | 斎藤 | 良文 |
| 同       | ( 小 貫 ・ 太 田 輪 )   | 薄井 | 常義 |
| 同       | ( 里 白 石 ・ 福 貴 作 ) | 須藤 | 寿行 |
| 同       | ( 里 白 石 ・ 福 貴 作 ) | 鈴木 | 政吉 |
| 同       | ( 山 白 石 )         | 我妻 | 伸司 |
| 同       | ( 同 )             | 岡田 | 勇弥 |
| 同       | ( 東 大 畑 ・ 畑 田 )   | 小室 | 一男 |

4 欠席委員(委員1名)

|     |    |    |    |
|-----|----|----|----|
| 委 員 | 3番 | 須藤 | 孝夫 |
|     | 5番 | 富永 | 勉  |

推 進 委 員 ( 浅 川 ・ 滝 輪 ) 緑川 孝雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の作成に対する決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 鈴木 勇太

## 7 会議の概要

|      |  |
|------|--|
| 事務局長 | <p>一同ご起立願います。礼、着席願います。<br/>会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>  |
| 会長   | <p>只今から、第3回浅川町農業委員会総会を開会いたします。<br/>本日はお忙しい中農業委員会総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。また、先月29日の全体での農地利用状況調査、暑い中ご苦勞様でした。調査の報告は今月末となっておりますので、皆様のご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。さて、先週は台風13号の接近により、いわき市の方では大変な被害が出ておりますけれども、本町においては心配こそされましたが大した被害もなく安心したところでございます。しかし、まだまだ油断はできません。これから稲刈りシーズン真ただ中に入ります、台風情報に気を付け農作業に従事していただければと思います。また、本日は総会をいったん休会し、作況調査をやっていただくことになっております。農業委員会としては浅川町全体の取れ高を調査してもらいものでありまして、皆さんにはご協力いただきたいと思っております。これは各地域に分かれての調査となりますので、皆さんけがのないように、交通事故等に合わないようによっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。以上を持ちまして、私の挨拶といたします。</p> |
| 会長   | <p>本日の農業委員の出席は10名中8名です。<br/>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第15回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。<br/>なお、推進委員の出席は10名中9名です。</p>  |
| 会長   | <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。<br/>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>   |
| 会長   | <p>異議なしと認め、4番、藤田保幸委員、6番、鈴木啓委員を指名いたします。<br/>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。<br/>それでは、議事日程第3、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。<br/>事務局より議案の朗読を求めます。</p>  |
| 事務局長 | <p><b>【議案朗読】</b></p>   |
| 会長   | <p>議案第4号①について、小貫・太田輪地区推進委員、薄井常義委員の調査報告及び意見を求めます。</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 薄井委員 | <p>小貫・太田輪地区担当の推進委員の薄井と申します。</p> <p>議案第4号 農地法第4条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。申請人、**地区の****さん、今月、9月8日午後4時より、地区副担当の藤田委員及び申請人立ち合いの元、現地にて調査をしてみました。****さんは自己の所有する土地を農業用資材置場及び駐車場として利用したいとのことです。調査事項であります一般基準は、申請目的、実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目がなく、今回の転用についてはなんら問題ないとみてまいりましたので、ご審議をお願いしたいと思います。以上です。</p>  |
| 会 長  | <p>それでは、事務局より補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局長 | <p>それでは、事務局より補足説明いたします。</p> <p>本件は顛末案件となります。申請人は****さんになります。**さんの長男が平成29年4月に、本申請地に隣接する土地に住宅を建築した際、建築資材置場や建築関係作業員の駐車場として利用し、住宅敷地と同じ高さまで盛土をし、整地したそうです。当時は、住宅敷地を山林からの分筆だったため、本申請地もその一部であると認識してしまい、農地法に抵触する認識がなかったとのことです。今回、申請地を農業資材置場及び自家用駐車場として利用するにあたり、現況が農地法に抵触していることを知ったため、顛末書を作成して申請される。今後は法令を遵守していく旨の誓約書も提出されています。</p> <p>立地基準となる農地の区分につきましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました。</p> <p>第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われれます。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、農業資材置場及び自家駐車場であり適当であると思われれます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり通帳の写しも添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は申請人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和5年11月末までとされており該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合、これらの処分がなされなかったこと、又は見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、許可や協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請に係る農地の面積が事業目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、資材置場及び駐車場として適当な面積であり該当しません。</p> |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>会 長</p>  | <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、農業資材置場及び駐車場が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、本申請地は一団の農地の端にあり農地の分断等はないため該当しません。なお、雨水は敷地内に自然浸透させ、汚水は発生しない計画となっております。以上です。</p> <p>ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第4号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>   |
| <p>会 長</p>  | <p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第4号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>  |
| <p>会 長</p>  | <p>全員賛成ですので、議案第4号、農地法第4条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>  |
| <p>事務局長</p> | <p><b>【議案朗読】</b></p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは町の認定農業者であり、人・農地プランでも**地区の担い手として名前があげられております。設定人は**地区で田んぼを所有する****さんです。****さんは、農業経営改善計画にて、兼業農家として水稻を中心に規模を拡大して経営する計画を立てております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3講の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</li> <li>2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> <li>3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</li> </ol> <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p> |
| <p>会 長</p>  | <p>この集積計画に対して簗輪・袖山地区推進委員、関根盛夫委員の意見を求めます。</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
| <p>関根委員</p> | <p>はい、簗輪・袖山地区推進委員の関根です。</p> <p>只今、事務局より説明がありました通り、今回の利用権の設定における***さんにつきましては認定農業者であります。耕作面積は約350a、農繁期には家族全員で協力して行っています。****さんの現在の農業経営状況から見て、基盤法第18条第3項各号のいずれも満たしており、今回の集積計画についてはなんら問題のないものと思われます。以上です。</p>  |
| <p>会 長</p>  | <p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第5号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>   |
| <p>会 長</p>  | <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>   |
| <p>会 長</p>  | <p>全員賛成ですので、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。(1)「本県農業の発展に向けた要請」に関する検討について、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局長</p> | <p>皆さんのお手元に「本県農業の発展に向けた要請」(検討素案)にということでお配りしています。こちら、福島県農業会議より検討素案に対する検討依頼が来ております。</p> <p>6月の総会において令和6年度の農業施策への要望ということで検討していただいております。浅川町では要望なしで回答しました。今回の素案は6月に出席された各委員会の意見をふまえ、福島県農業会議において作成した素案を改めて検討いただきたいという趣旨でございます。内容について今一度ご確認いただき、皆様からさらに何かご意見等ございましたら、この場を出して検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>会 長</p>  | <p>ただいま事務局から説明がありましたが、事前に送付しており、目をとおされてあるかと思っておりますので、皆さんからこの件についてご意見等ございますか。</p>   |
| <p>小針委員</p> | <p>7ページの(2)「農地利用最適化活動について」ということで、①農業委員会サポートシステムの活用支援、その下に内容が書かれていますけれども、こちらについては、昨年も同じような内容で書かれていたと記憶しています。昨年を見ると、昨年4月から農業委員会サポートシステムの本格運用が開始されたが、と書かれている。しかし、これを見ると本格運用が開始されたにもかかわらず、農雄業委員会サポートシステムは地域計画の策定においても効率化が期待できるが、同システムを活用するには、日々のデータ整備や管理のみならず、タブ</p>   |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>事務局長</p> | <p>レットとの連携、住民基本台帳や固定資産台帳との定期的な突合など、難解な作業が求められる。よって、同システムの操作支援をできる仕組みが求められる。と書かれている。まだまだ問題があって運用できる状況じゃないとこれは言っているのですか。</p> <p>数年前から国主導で、タブレットを利用していくという方針を打ち出しました。そして昨年、国からタブレットが支給されてきたのですが、まだ、システムの運用が始まったばかりで、山白石地区などの電波の入りにくい山間部での利用が難しい等という状況であったそうです。今回のその他については、そのような状況を踏まえて県農業会議では導入したけれど本格的な運用には至っていないので、サポートしていく仕組みを講じてほしいという要望内容かと思われます。</p>   |
| <p>会 長</p>  | <p>その他、何かありますか。ないようですので、それでは、今回の検討の結果を農業会議に報告することし、文面については事務局に壠人するというごこと、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>  |
| <p>会 長</p>  | <p>次に、(2) 令和5年度稲作作況調査について事務局より説明を求めます。</p>  |
| <p>事務局長</p> | <p>別紙、「令和5年度稲作作況調査地区別割当表」をご覧ください。事務局の方で勝手ながら班分けをさせていただきました。◎印が付いている方に班長をお願いしたいと思います。○印が付いている方には車の運転をお願いします。車は、道路を渡った向かい側の駐車場の役場側にあります。準備が済みましたら駐車場にお集まりください。鍵をそこでお渡しさせていただきます。</p> <p>調査の方ですが、まず、全員でこれまで標準田としてきた東大畑の田んぼに行き、そこで銘柄と予想平均反収を検討します。その後、班ごとに各地区2～3か所、見ていただきます。場所の選定については皆さんにお任せしますので班長を中心に各地区、平均的な田んぼを検討してください。</p> <p>班長はお手元の「令和5年度稲作作況調査票」に調査結果を記入し、総会の中で品種名、反収、俵数を報告してください。調査票にも作年度の平均反収が記載されてございますが、あくまでも地区の平均反収ということでの数字を今年の方としてご報告いただきたいと思います。また、国で定めている浅川町の基準反収は10a当たり530キロと出ておりますが、実際に皆さんで見ていただいた反収で記入していただきたいと思います。</p> <p>15時15分を目安に総会を再開したいと思いますのでそれまでには役場にお戻りください。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは総会は一旦休議とし、さっそく稲作の作況調査に出向きたいと思いません。よろしく申し上げます。</p> <p>(休議14時05分)<br/>(再開15時15分)</p> |

|      |   |
|------|---|
| 会 長  | 大変お疲れ様でした。皆様お揃いですので、総会を再開いたします。<br>それでは、1班より調査結果の報告をお願いします。   |
| 会田委員 | はい。1班の報告をします。大草、反収600キロ、10俵、コシヒカリ。中里、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。根岸、反収540キロ、9俵、コシヒカリ。松野入、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。以上です。      |
| 会長   | 続きまして、2班の班長をお願いします。   |
| 鈴木委員 | はい。2班報告します。福貴作、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。里白石、反収480キロ、8俵、コシヒカリ。反収540、9俵、天のつぶ。染、反収480キロ、8俵、コシヒカリ。以上です。                 |
| 会長   | 続きまして3班の班長をお願いします。  |
| 薄井委員 | はい。小貫・太田輪地区を調査いたしました。小貫、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。太田輪、540キロ、9俵、コシヒカリ。以上です。   |
| 会長   | 続きまして4班の班長をお願いします。  |
| 岡田委員 | はい。東大畑、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。畑田、反収450キロ、7.5俵、コシヒカリ。山白石、2カ所あります。反収390キロ、6.5俵、コシヒカリ。もう一カ所が反収390キロ、6.5俵、ひとめぼれ。以上です。 |
| 会長   | 最後に5班の班長をお願いします。  |
| 関根委員 | はい。浅川、反収480キロ、8俵、コシヒカリ。滝輪、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。簗輪、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。袖山、480キロ、8俵、コシヒカリ。以上です。                        |
| 会長   | 以上で全班の報告が終わりましたので事務局よりお願いします。   |
| 事務局長 | はい。ただいま皆様から頂いた結果につきましては、事務局でとりまとめをいたしまして、次回の総会時にお配りしたいと思います。  |
| 会長   | それでは、本日の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。皆さんからその他何かございませんか。  |
| 会長   | それでは、委員の皆様からはないので事務局より連絡事項をお願いします。  |

|      |   |
|------|---|
| 事務局長 | <p>はい。まず1点目ですが、次回総会ですが10月17日、火曜日、午後1時30分を予定しております。また、総会終了後、第2回の関係団体との連携会議を予定しております。</p> <p>2点目につきまして、活動記録簿8月分までを総会終了後に事務局まで提出をお願いします。</p> <p>3点目です。皆様に依頼してあります農地利用状況調査ですが、今月末までに調査票の提出をお願いします。</p> <p>4点目。前期の報酬につきましては9月29日に支払予定となっております。報酬より旅行積立、会費、農業者新聞代を差し引いての振込となります。以上です。</p> |
| 会長   | <p>それでは、以上を持ちまして第3回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>  |
| 事務局長 | <p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>   |

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)